

京都市訓令甲第 39号

庁 中 一 般
区 役 所
市 立 大 学
事 業 所

京都市有債権処理に関する規程の一部を次のように改正する。

平成16年 3月31日

京都市長 梶 本 頼 兼

第1条ただし書中「水道局, 下水道局」を「上下水道局」に改める。

附 則

この訓令は, 平成16年4月1日から施行する。

(総務局総務部総務課)